

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：中国の統括会社について

コロナ以降、日系企業の中国への新規進出は減少していますが、既に進出済の日系企業において、組織再編の動きが顕著にみられております。中国進出時において、プロジェクトごとに法人を設立することが求められたり、事業部ごとに進出していたり、営業許可証における経営範囲の都合で、「〇〇貿易有限公司」「〇〇製造有限公司」といった形態で、同じ日本親会社であるにもかかわらず、複数の中国現地法人を保有するという事象が多く見られました。

中国現地法人の数が増加すると、自ずと不効率が発生してしまいます。より効率的な経営が求められる環境において、統括会社を設立することで、多くの中国現地法人を保有する不効率を解消しようとする動きが見られております。

1. 統括会社の設立メリット

統括会社を設立することで、各現地法人に分散していた業務を、統括会社が一括して、効率的に子会社へ提供することが可能となります。効率化が可能と考えられる業務は下記のとおりです。

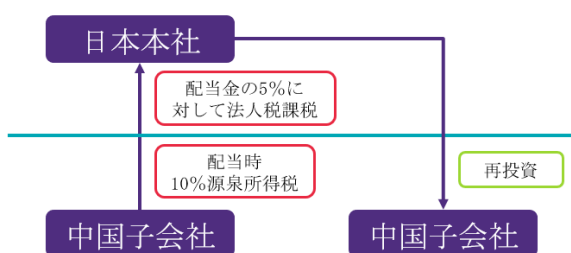
分野	具体的な業務内容
中国統括	経営企画の策定（中期・長期）、内部統制、投資・配当戦略
管理部門	（財務）税務、会計、経理、与信管理、資金繰り、監査、移転価格 （人事）労務管理、採用、福利厚生、研修、人材育成 （法務）契約書ひな型作成、コンプライアンス、知的財産管理、クレーム対応、危機管理 （IT）情報システム （その他）行政手続、調査、研究
販売部門	販売活動、マーケティング、資材調達、物流支援、広告宣伝、アフターサービス

現地法人の間接部門を統括会社を集約することで、各法人で重複していた機能を削減することが可能となります。また、統括会社が資金プーリングを行うことで、現地法人の資金効率化することが可能となります。

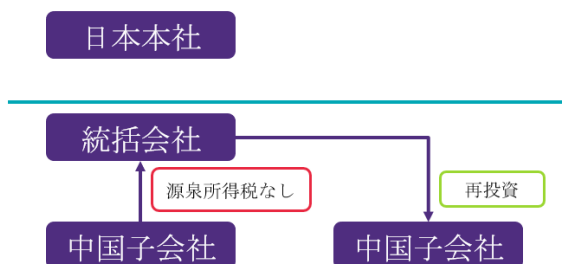
ビジネス面においても、統括会社が各現地法人の製品を集約して販売することや、一括仕入れを行うことで、スケールメリットを発揮でき、コスト削減を実現する可能性があります。

2. 効率的な資金活用

① 統括会社なし



② 統括会社あり



統括会社を用いた、効率的な資金運用の一例を紹介します。

まず、①統括会社なしの場合、中国子会社から日本本社へ配当を行う際、配当金に対して10%の中国源泉所得税の納付を求められます。なお、日本本社では海外子会社からの配当金95%益金不算入を使い、日本における課税所得を減少させることが可能ですが、中国で源泉徴収された10%は外国税額控除で取り戻すことはできません。このように、資金が国境を跨ぐことで課税が発生してしまい、再投資に用いることができる資金量が減少してしまいます。

次に、②統括会社ありの場合、統括会社への配当は、中国国内における配当であるため、非課税となります。そのため、他の中国子会社へ再投資や増資などを行う場合、中国・日本での課税を受けることなく、効率的に資金活用が可能となります。日本本社への配当する場合においても、各現地法人で判断するのではなく、統括会社に一旦利益を集中させ、タイミングを計って、日本本社へ送金することができます。

3. 考慮すべきポイント

統括会社を設立し、中国業務を統括するに当たり、重要なポイントは下記の通りと考えます。

中国統括会社に配置すべき人材は、責任者のみならずスタッフレベルにおいて、グループのビジネスや理念、企業文化を理解する必要があり、日本本社やグループ会社との人間関係やコミュニケーションも重要な要素となります。このため、日本本社を深く理解している人材を配置する必要があります。社内既存のリソースを活用する、あるいは、新規で準備する場合、人材をどのように確保するのが課題となります。

また、統括会社を設立する場合、統括会社の役割の明確化することが必要となります。統括会社を設立したものの、従来通り、日本本社の判断を仰ぐ体制ですと、効率化は達成できません。統括会社に与える権限、責任、役割を明確にすることで、効率的な組織運営が可能となります。

お見逃しなく！

統括会社を設立するに当たり、日本本社が保有する中国子会社の株式譲渡を行う場合があります。子会社株式の譲渡において、課税を繰り延べる制度である「特殊税務処理」が適用できる場合、課税されない可能性もありますが、スキームによっては、中国において譲渡益への課税が行われる場合もあります。現在、「特殊税務処理」は認可制から届出制へ変更されたことにより、適用のハードルは下がってはいるものの、慎重に検討する必要があります。

また、近年は緩和傾向にありますが、統括会社には最低資本金が設定されている場合があります。地域によって異なりますので、ケースごとに事前確認が必要となります。自社の規模に応じて検討する必要があります。

最後に、統括会社のコスト負担は、各現地法人へ求めることとなります。この際、統括会社が一括して管理業務を提供することが、各現地法人が個別に人員を雇用することより割安になること等を示して、各現地法人の理解を得ることが必要となります。